

国民健康保険税のご案内<令和8年度版>

令和8年度の税率など

国民健康保険税（国保税）は、基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額、介護納付金課税額、子ども・子育て支援金課税額で構成されています。それぞれを以下の区分で計算し、その合計額が年額（4月から翌年3月までの分）となります。

なお、年度の途中で国民健康保険（国保）の資格異動（加入、喪失等）があった場合は、国保への加入期間に応じて、月割で計算します。

《税率・課税限度額は、今年度から変更になりました》

区分	加入者すべての方が計算対象		40～64歳の加入者が計算対象	18歳以上の加入者が計算対象	内 容
	基礎課税額（医療分）	後期高齢者支援金等課税額（支援分）	介護納付金課税額（介護分）	子ども・子育て支援金課税額（子ども分）	
所得割額	5.3%	1.8%	1.5%	0.3%	課税所得（※）に対する課税率
均等割額	18,300円	6,400円	6,700円	1,100円	加入者1人あたりの定額
平等割額	18,000円	6,000円	5,000円	1,000円	1世帯あたりの定額
課税限度額	67万円	26万円	17万円	3万円	1世帯における課税の上限額

（※）課税所得：前年中の所得金額から、住民税の基礎控除額のみを控除した額です。

納税義務者は世帯主です

国保税の納税義務者は世帯主と定められています。そのため、世帯主が国保に加入していなくても、世帯のどなたかが国保に加入していれば、国保税の通知や納付書等は世帯主に送られます。

国保税の納入通知書

年度当初の納入通知書は、4月から翌年3月までの1年分の国保税について、毎年6月中旬に送付しています。6月以降に国保加入の届出をした場合は、届出をした月の翌月中旬に送付しています。

転入して国保に加入した場合

令和8年1月2日以後の転入者については、令和8年1月1日に住んでいた市区町村に所得照会を行います。年度当初の納入通知書では、転入者分は均等割額、平等割額のみを通知しますが、所得状況等が分かり次第、再計算を行い、その結果、税額の増減があったときは「更正通知書」をお送りします。

年度の途中で75歳になる場合

75歳の誕生日の月の前月までの保険税を月割で計算します。

- ① 同一世帯に75歳未満の国保加入者がいる場合は、その加入者の分と合算して、年度末までの納期に分けて納付します。
- ② 同一世帯に国保加入者が居なくなる場合は、75歳の誕生日の月の前月までの納期に分けて納付します。

なお、年金天引きによる納付から納付書による納付に切替わる場合もあります。また、後期高齢者医療保険料の通知は、誕生月の2～3か月後に送付されます。

職場の健康保険など他の健康保険に加入した場合

新たに職場の健康保険などに加入した場合は、国保をやめる手続きを必ずしてください（自動的に切り替えできません）。職場の健康保険の資格取得年月日が確認できる書類をお持ちのうえ、市民課窓口で手続きをお願いします。

国保税の軽減制度

① 低所得世帯に対する軽減（手続不要）

前年の所得が一定額以下のときは、次のとおり軽減します。この軽減判定は、住民税の申告等により世帯主を含む加入者全員の所得が判明していることが条件です。

軽減措置の判定には、国保に加入していない世帯主（＝擬制世帯主）の所得も含まれます。

（注）軽減判定の際は、所得を次のように扱います。

- ㊦ 事業所得⇒事業専従者給与控除前の所得
- ㊧ 昭和36年1月1日以前の出生者⇒年金所得-15万円
- ㊨ 事業専従者の給与所得⇒0円
- ㊩ 譲渡所得⇒特別控除前の所得

軽減対象基準額	軽減割合
加入者全員の令和7年中の所得の合計が次の算式で得られた金額以下のとき。 43万円+10万円×（加入者全員のうち給与・年金所得者数-1）	均等割額と平等割額の合計額の7割を減額
加入者全員の令和7年中の所得の合計が次の算式で得られた金額以下のとき。 43万円+（31万円×加入者数）+10万円×（加入者全員のうち給与・年金所得者数-1）	均等割額と平等割額の合計額の5割を減額
加入者全員の令和7年中の所得の合計が次の算式で得られた金額以下のとき。 43万円+（57万円×加入者数）+10万円×（加入者全員のうち給与・年金所得者数-1）	均等割額と平等割額の合計額の2割を減額

（※）加入者全員：賦課期日における世帯主（国保に加入していない世帯主も対象）、国保加入者及び特定同一世帯所属者（国保から後期高齢者医療制度へ移行した方）

（※）加入者数：国保加入者数+特定同一世帯所属者数

（※）給与・年金所得者：給与収入（専従者給与を除く）が55万円を超える方、公的年金等の収入が60万円を超える65歳未満の方、公的年金の収入が125万円を超える65歳以上の方

② 未就学児に対する均等割の軽減（手続不要）

全世帯の未就学児（6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である加入者）に係る均等割について、次のとおり軽減します。

① の軽減措置の該当区分	均等割の軽減割合
7割軽減該当世帯の未就学児	7割減額（3割分を負担） → 8.5割減額（1.5割分を負担）
5割軽減該当世帯の未就学児	5割減額（5割分を負担） → 7.5割減額（2.5割分を負担）
2割軽減該当世帯の未就学児	2割減額（8割分を負担） → 6割減額（4割分を負担）
軽減非該当世帯の未就学児	軽減なし → 5割減額（5割分を負担）

③ 産前産後期間に係る軽減（手続きが必要です）

国保加入者が出産された場合、出産された方の所得割、均等割額が軽減されます。出産又は出産予定の方、且つ妊娠85日（4ヶ月）以上の出産（死産、流産、早産及び人工妊娠中絶の場合も含みます）が対象です。

軽減を受けるには窓口での手続きが必要です、出産予定日の6ヶ月前から手続き可能です。

④ 国保から後期高齢者医療制度への移行に伴う緩和措置（手続不要）

国保から後期高齢者医療制度へ移行したことにより国保加入者が1人となる場合は、医療分、支援分及び子ども分の平等割額について、移行後5年間は1/2を軽減し、その後3年間は1/4を軽減します。

⑤ 非自発的失業者に対する軽減（手続が必要です）

会社の倒産や解雇等で離職した方について、国保税の負担が軽減される制度があります。軽減を受けるには窓口での手続きが必要です。

ハローワークにて雇用保険の特定受給資格者または特定理由離職者と認められた方であることなど対象要件がありますので、詳しくは税務課税制担当にお問合せください。

国保税の納付方法

1 普通徴収

①～④の方法により納付していただくことを「普通徴収」といいます。普通徴収の場合は、1年分の国保税を6月から翌年3月までの10回に分けて納めていただきます。

① 納付書による納付

納入通知書に納付書が同封されている場合は、その納付書で米沢市指定（収納代理）金融機関窓口（東北6県のゆうちょ銀行を含む。）、全国のeL-QR対応金融機関、コンビニエンスストアまたは納税課窓口で納付してください。

※QRコードは株式会社デンソーウェブの登録商標です。

② 口座振替による納付

口座振替による納付を希望される場合は、納入通知書（または納付書）、指定口座の通帳とお届け印をお持ちのうえ、米沢市指定（収納代理）金融機関窓口（ゆうちょ銀行を含む。）または納税課窓口にて手続きをしてください。

③ 地方税お支払サイトによる納付

インターネットのウェブサイト上で、インターネットバンキングやクレジットカード等を利用して納付してください。

（地方税お支払サイト URL <https://www.payment.eltax.lta.go.jp/>）

④ スマートフォンアプリによる納付

スマホアプリを起動し、納付書に印刷されているeL-QR又はバーコードを読み取って納付してください。

- ・eL-QRに対応したスマホアプリ
- ・バーコードに対応したスマホアプリ：P a y P a y 請求書払い P a y B 支払秘書

2 特別徴収

世帯主が受給している年金から天引きで納付していただくことを「特別徴収」といいます。特別徴収の場合は、1年分の国保税を年金支給月（偶数月）の6回に分けて納めていただきます。被保険者全員が65歳以上75歳未満の世帯の国保税は、原則として特別徴収となります。

ただし、年金の年間受給額が18万円未満の場合や米沢市に転入した直後の場合など、特別徴収できない場合があります。

皆さんに納めていただく国保税は、医療機関にかかったときの医療費等に充てるための大切な財源です。国保税を正しく納めることは、家族の暮らしと健康を守ることにつながりますので、納期限までに納付してください。

米沢市の国保税についてもっとお知りになりたい場合は、ホームページをご覧ください。

お問い合わせ先

米沢市役所

〒992-8501 米沢市金池5丁目2番25号 電話 0238-22-5111

国保税の計算に関すること 総務部 税務課 税制担当

国保税の納付に関すること 総務部 納税課 納税担当・整理担当

開庁日：月曜日から金曜日（祝日、休日、12/29～1/3を除く）の8：30～17：15

米沢市 国民健康保険税

検索 🔍



（裏面もご覧ください📄）

